

真岡市上下水道料金システム・公営企業会計システム導入業務委託 プロポーザル実施要領

1. 基本事項

(1) 業務名

真岡市上下水道料金システム・公営企業会計システム導入業務委託

(2) 目的

真岡市上下水道事業における真岡市上下水道料金システム及び公営企業会計システム導入業務委託（以下、「本業務」という。）にあたり、より一層質の高い行政サービスの実施、事務処理の効率化、利便性、操作性の向上を図れるシステム、及び上下水道事業の企業会計システムを円滑に構築できる事業者、優先交渉権を指名型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項について定めるものである。

(3) 事業内容

本業務仕様書によるものとする。

(4) 履行場所

真岡市役所 水道課・下水道課 内

(5) 業務履行期間

本業務は債務負担行為による契約とする予定であるが、システム構築及び運用保守における履行期間はそれぞれ以下のとおりとする。

① 上下水道料金システム

- ・システム構築業務期間：契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで（予定）
- ・システム運用保守期間：令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで（予定）

② 公営企業会計システム

- ・システム構築業務期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（予定）
- ・システム運用保守期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（予定）

(6) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）

① 上下水道料金システム及び公営企業会計システム

- ・構築経費、運用保守経費（5 年間）
107,549,750 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 提案要領

(1) 参加資格要件

本プロポーザル参加者は、以下の資格要件を有することとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定による契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ② 令和 7・8 年度真岡市入札参加資格者名簿に登録があること。
- ③ 本業務委託の公告日から契約締結日までいずれの日においても、当市の指名停止を受けていない者であること。
- ④ 提案するシステムが、地方公共団体情報システム機構における総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」）を利用したクラウド型システム（以下、「LGWAN-ASP」）であること。また、参加申込の時点でシステムは総合行政ネットワークにおける LGWAN-ASP アプリケーション及び

コンテンツサービスとして登録されており、上下水道事業体に公営企業会計システムの導入実績があること。

⑤プライバシーマーク登録又はセキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること。

⑥受託前後を問わず、真岡市との連絡調整が緊密にできること。

⑦協力会社がある場合、協力会社は上記①から⑥までの全ての要件を満たしていること。

（２）提案書

本要領及び本業務仕様書に基づき、提案書を作成し提出すること。

（３）上下水道料金システム機能要件書

本要領に基づき、公営企業会計システム機能要件書に回答のうえ、提案書とあわせて提出すること。

（４）公営企業会計システム機能要件書

本要領に基づき、公営企業会計システム機能要件書に回答のうえ、提案書とあわせて提出すること。

（５）見積書

本要領に基づき、見積書を作成し、提案書とあわせて提出すること。

導入経費および保守費用（年額）をそれぞれ記載すること。

（６）審査

本業務の選定については、「真岡市上下水道料金システム・公営企業会計システム導入業務委託プロポーザル選定基準要領」の通りとする。

３．日程について

当選定における日程は、次の通りとする。

項 目	日 程
参加指名者通知書の送付	令和 7 年 10 月 1 日(水)
参加表明書提出期限	令和 7 年 10 月 8 日(水)
質問の提出期間	令和 7 年 10 月 1 日(水)～令和 7 年 10 月 15 日(水)
質問の回答日	令和 7 年 10 月 22 日(水)
提案書および見積書等の提出期限	令和 7 年 10 月 29 日(水)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 7 年 11 月 12 日(水)
提案審査結果通知	令和 7 年 11 月 19 日(水)

４．提案経費について

提出書類作成費、交通費、郵便代等プロポーザル参加に要した一切の経費については、提案事業者が負担することとする。

５．参加表明の方法

（１）提出期間

令和 7 年 10 月 8 日(水) 午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

栃木県真岡市荒町 5191 番地 真岡市役所本庁舎 2 階 上下水道部水道課

(3) 提出方法

提出場所へ直接持参もしくは郵送すること。

(4) 提出書類

別表 1 に掲げる書類とする。

【別表 1】

提出書類	提出部数
参加表明書	原本 1 部（紙媒体）
上下水道料金システムの導入実績（様式自由）	原本 1 部（紙媒体）
公営企業会計システムの導入実績（様式自由）	原本 1 部（紙媒体）
会社概要書 ・品質管理および情報保護対策における公的資格を記載すること。また、記載した資格については、証明書（写し）を添付すること。（当概要書はパンフレットなどでも可）	原本 1 部（紙媒体）

6. 質問及び回答について

(1) 質問書の提出方法

本業務に関する質問・疑義等は、質問書を作成した上で、「10. 連絡先」のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。なお、質問書提出後、担当者に受信確認をすること。

(2) 質問書の受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 回答の方法

受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 22 日（水）までに参加表明書を提出・受理された全事業者（以下、「提案事業者」という。）にメールにて通知する。

7. 提案書・見積書等の提出について

(1) 提案書【7 部】（正 1 部副 6 部）副本はコピー可。

- ①正 1 部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ②提案書は A 4 版縦置き、横書きにて作成すること。
- ③最初のページには目次を付け、各ページに番号を付すこと。
- ④資料等を含め A 4 版両面印刷で 60 ページ以内とする。文字サイズ 10.5 ポイント（図表を除く）以上で記載することとし、記載方法・様式は自由とする。（A 3 版も認めるが 2 ページ分と換算する。）
- ⑤表紙及び目次は、提案書の枚数には含まない。
- ⑥表紙には「真岡市上下水道料金システム・公営企業会計システム導入業務委託」と記載すること。
- ⑦副本には会社名及び会社名が特定できるような内容は記載しないこと。（システム名称は記載可とする。）
- ⑧提出期限後の提案書の差し替えは認めない。
- ⑨提案書の構成は以下の通りとする。

No	項目	内容	備考
1	会社概要	会社紹介	

2	基本的事項	提案基本方針	
3	システムの特長と機能	提案システムの概要	システム構成図含む
		システムの特長	
		システムの操作性	
		システムの安全性	
		システムの拡張性	
		システムの魅力的機能	
4	実施体制	本業務における実施体制	
5	システム本稼働までの構築方法	導入スケジュール	
		システムの導入方法	
		データ移行方法	各システム、マスタ類の移行方法
		職員研修	研修実施方法について
6	データセンタ構成	データセンタ、設備の構成等	
7	セキュリティ対策	セキュリティにおける考え方	
		システムにおけるセキュリティ	
		バックアップ方法	
8	本稼働後の保守サポート	保守業務における実施体制	
		保守業務の範囲	
9	自由提案	自由提案	独自提案

(2) 提案参考資料

以下の項目及び機能については、提案書とは別に作成し提出すること。作成要領は（１）提案書に準拠することとし、10 ページ以内で収めること。

- ① 消費税計算機能
- ② 伝票一括登録等の業務効率化機能
- ③ 検針時の納付書発行
- ④ 公営企業会計システムと上下水道料金システムの連携

(3) 上下水道料金システム機能要件書（様式１） 【１部】

回答方法及び基準は以下の通りとする。

①回答方法は以下の４つの選択肢から選択すること。

「◎」 標準機能として対応可能

「○」 オプション、代替案により対応可能（無償対応）

「△」 有償カスタマイズにより対応可能

「×」 対応不可

②回答基準

ア. 提案するシステムの安全性・安定性、品質担保の観点から、本業務提案時（令和 7 年 10 月時点）における機能を基準とする。そのため提案時に標準パッケージとして実装されていないものについては、「○」もしくは「△」として回答すること。

イ. 「○」と回答した項目については、提案事業者が考えるオプション、代替案を示した資料を合わせて提出すること。資料提出がない、もしくは提出されたものが真岡市の求める要件を満たしていない場合には、次項に記載するプレゼンテーションおよびヒアリングの場で再度回答を求める場合がある。

ウ. 必須項目としている機能は、真岡市の運用に必要不可欠であることから、「×」と回答があ

った場合、減点とする。

(4) 公営企業会計システム機能要件書(様式2) 【1部】

回答方法及び基準は以下の通りとする。

①回答方法は以下の4つの選択肢から選択すること。

「◎」標準機能として対応可能

「○」オプション、代替案により対応可能(無償対応)

「△」有償カスタマイズにより対応可能

「×」対応不可

②回答基準

ア. 提案するシステムの安全性・安定性、品質担保の観点から、本業務提案時(令和7年10月時点)における機能を基準とする。そのため提案時に標準パッケージとして実装されていないものについては、「○」もしくは「△」として回答すること。

イ. 「○」と回答した項目については、提案事業者が考えるオプション、代替案を示した資料を合わせて提出すること。資料提出がない、もしくは提出されたものが真岡市の求める要件を満たしていない場合には、次項に記載するプレゼンテーションおよびヒアリングの場で再度回答を求める場合がある。

ウ. 必須項目としている機能は、真岡市の運用に必要不可欠であることから、「×」と回答があった場合、減点とする。

(5) 見積書 【1部】

①様式は任意とする。

②見積金額は構築経費と維持経費(5年間分)の総額を記載すること。その際税抜額・消費税額・税込額がわかるようそれぞれ記載すること。

③構築経費において、(3)及び(4)で必須項目としている機能に「△」がある場合、そのカスタマイズ費用も含めた金額を記載すること。

なお、任意項目としている機能に「△」がある場合には、価格点の評価対象に含まないが、参考として項目ごとにカスタマイズ費用を提出すること。

④ 契約は5年間の債務負担契約とし、契約期間は令和8年4月1日から令和13年11月30日までとする。

⑤ 見積書の内訳については、それぞれのシステム構築費用(イニシャルコスト)とシステム維持費用・保守費用(ランニングコスト)がわかるように、可能な限り詳細に記載して提出すること。

⑥参考として、システム移行に伴うデータ抽出費用(一時経費)を別紙で提出すること。

本業務の契約を締結した場合であり、かつ次回のシステム選定において、他の事業者が選定されたことを前提に、データ提供に必要となる全ての経費を見積もること。

なお、参考にいただく資料のため、提案上限金額には含めない。

⑦様式3「運用・業務要件」様式5「データセンタ要件」様式5「ハードウェア要件」様式6「運用支援及び保守要件」に記載されている内容を満たすこと

(6) 電子データ 【1部】

①CD-R又はDVD-Rに格納し、一式を提出すること。

②提案書、見積書はPDF形式とすること。

③システム機能要件書はExcel形式とすること。

(7) 提出期限

令和7年10月29日(水)午後5時まで

(8) 提出場所

栃木県真岡市荒町5191番地 真岡市役所本庁舎2階 上下水道部水道課

(9) 提出方法

提出場所へ直接持参すること。

8. プレゼンテーションおよびヒアリング

(1) 開催日

令和7年11月12日(水)

開始時間は、上記5(参加表明書等)の資料を提出した提案事業者ごとに別途通知する。

(2) 所要時間

・準備	5分
・プレゼンテーション	20分
・ヒアリング	20分
・片付け	5分

(3) 実施内容

プレゼンテーション及びヒアリングでは、提案書の説明及び補足を行うこと。

(4) 出席者

出席者は5名以内とし、本業務における責任者は必ず出席すること。

(5) 当市にて準備する物品

プロジェクターとスクリーン、延長電源ケーブルは当市にて用意する。ただし、その他のパソコン等プレゼンテーションに必要な物品は提案事業者が用意すること。

(6) その他

- ① プレゼンテーションおよびヒアリングは非公開で実施するものとし、提案事業者は会社名を伏せて実施すること。
- ② 説明は提案書に記載した内容に限り、追加の説明資料等は認めない。ただし、提案書記載内容をプレゼンテーション用に編集した資料は認める。
- ③ 審査内容、結果についての異議は認められない。

9. 審査結果の通知

- (1) 上記7、8の結果、評価の合計点が最上位である提案事業者を特定し、優先交渉者とする。
- (2) 優先交渉者となった事業者には、11月19日(水)までに書面をもって通知する。また、特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を書面で通知する。
- (3) 特定されなかった事業者は、通知した日の翌日から起算して7日以内に書面(任意様式)により非特定理由について説明を求めることができる。

10. その他注意事項

- (1) プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。
 - ① 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
 - ② 「本実施要領」及び「本業務仕様書」に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- (2) プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。
- (3) その他
 - ① 参加者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
 - ② プロポーザルにおいて市に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局のみとする。

- ③参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ④参加者に対する現地説明会等は開催しない。
- ⑤提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- ⑥提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑦提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- ⑧提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、事業者を選定する以外の目的には、参加者に断りなく使用しない。
- ⑨提出された提案書等は、その著作権は参加者に帰属するが、プロポーザル評価後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- ⑩提出された書類は返却しない。
- ⑪参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報紙その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- ⑫提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ⑬システム移行に伴うデータ抽出作業（現行業者は本業務に係るデータ抽出作業、新規導入業者は次期システム更新に係るデータ抽出作業）について、業者決定後直ちにデータ抽出に関する協議を実施し、初回のデータ抽出については、本プロポーザルの審査結果通知を発送してから2ヵ月以内に実施すること（次期システム更新時も同様の扱いとする）を本プロポーザル参加条件とする。
- ⑭本要領に規定されていない事項が発生した場合は、市と選定委員会が協議して決定する。

10. 連絡先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地
真岡市上下水道部 水道課
TEL：0285-83-8167（直通）、FAX：0285-84-7512
Email：suidou@city.moka.lg.jp